

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第122号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年6月4日 15時30分ごろ	
発生場所	関門港若松区奥洞海湾 <small>おくどうかい</small> 福岡県北九州市所在の二島信号所から真方位344°550m付近 （概位 北緯33°53.4′ 東経130°46.5′）	
事故等調査の経過	平成23年8月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十五山陽丸 <small>さんよう</small> 、166トン 130992、山陽建設株式会社 B 土運船 1801、約1,967トン なし、山陽建設株式会社	
乗組員等に関する情報	船長A、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 船底キールに凹損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、空倉のB船と結合してA船押船列を構成し、関門港奥洞海湾の藤ノ木水路に面した造船所の岸壁において、岸壁付近の水深を確認せずに離岸作業中、平成23年6月4日15時30分ごろA船の船尾船底が同岸壁の引揚げ船台のレール部分に乗り揚げた。 A船は、潜水夫を入れて調査し、浸水及び油の漏洩もなく、船体及び機関等に異常がなかったので航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：平穏、潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	A船の喫水は、船首約2.2m、船尾約3.2mであった。 船長Aは、造船所の岸壁付近の水深が浅かったが、乗り揚げることはないものと思って離岸作業を行った。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、造船所の岸壁において離岸作業中、船長Aが岸壁付近の水深を確認していなかったことから、A船の船尾船底部が同岸壁の引揚げ船台のレール部分に乗り揚げたものと考えられる。 A船押船列が、高潮期に離岸作業を行っていたら、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。

原因	本事故は、A船押船列が、関門港奥洞海湾の藤ノ木水路に面した造船所の岸壁において離岸作業中、船長Aが岸壁付近の水深を確認していなかったため、A船の船尾船底部が同岸壁の引揚げ船台のレール部分に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
----	---